平成２６年（フ）第３号
京都府南丹市園部町小山東町向河原11府営向河原団地１棟406号、住民票上の住所京都府南丹市八木町北屋賀国府95番地１
債務者　平井　辰義
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　一喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第３４１号
大阪府高槻市緑が丘１丁目６番12号
債務者　日下　克彦
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梁　　沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６号
長野県下伊那郡高森町下市田2980番地27
債務者　矢澤　民樹
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下平　秀弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１０号
静岡県浜松市中区龍禅寺町377番地の１　英和マンション龍禅寺405号室
債務者　小穴　浩士
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊田　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
三重県鈴鹿市長太新町３丁目17番27号
債務者　田中　　巧
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾市　淳二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
盛岡市西青山２丁目４番９号
債務者　蒲澤まゆみ
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原基也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３３号
岐阜県揖斐郡大野町大字上磯535番地９
債務者　坂下　泰生
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　御子柴　慎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１８９号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1631番地２
債務者　市川　　浩
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９０号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1631番地２
債務者　市川久美子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２２号
茨城県つくば市富士見台33番地173
債務者　石嵜　秀幸
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３号
沖縄県中頭郡西原町字上原161番地の18　サウスウインド301号
債務者　比嘉多恵子（旧姓安里）
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１９号
沖縄県那覇市字寄宮149番地　知念住宅Ｂ－３－Ｂ
債務者　山田　博之
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５号
北海道苫小牧市花園町１丁目１番５号　ハイツまるいＮＯ74―203号
債務者　二ツ森孝一
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１６号
仙台市宮城野区福室５丁目13番６号　セラヴィ福室Ａ―103
債務者　武本　享章
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４６１号
茨城県水戸市青柳町577番地の５
債務者　仁見　俊介
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４６２号
茨城県水戸市元吉田町1675番地の２
債務者　小栗山紘一
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４６３号
茨城県水戸市元吉田町1675番地の２
債務者　小栗山弘子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
水戸地方裁判所